

しながわ健康プラン2 1 中間評価・見直し（素案）に対するご意見と区の考え方

No.	意見	区の考え方
1	<p>私たち品川区にてたばこを販売させていただく店は、細々とたばこの売上げで生活している。健康プランには、吸う方の割合を目標とし、かつ少なくする目標がある。少なくするという事は、私どもの売上げも下がるわけである。おやりになるなら売り上げの補填など一緒に考えていただきたい。たばこは嗜好品なので、吸う吸わないはその人が決めればよいことで、区が決める事ではない。</p>	<p>喫煙・受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが明らかになっていることから、区では、喫煙習慣のある人に対しては、喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、非喫煙者がたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような施策を図ってまいります。また、売り上げの補填などの対策については、ご意見として承ります。</p>
2	<p>たばこは法的にも認められた商品であり、喫煙するか否かは、個人の自由であるものと考えている。あくまでも禁煙をしたいと思う人に対して、フォローする体制を心がけて欲しい。今回の記述だと全喫煙者へのものとして捉えられることから、修正してほしい。</p>	<p>喫煙・受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが明らかになっていることから、区では、喫煙習慣のある人に対しては、喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、非喫煙者がたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような施策を図ってまいります。</p>
3	<p>たばこを吸う、吸わないは個人の自由であり行政が一方向的に目標を示すべきではない。</p>	<p>喫煙・受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが明らかになっていることから、区では、喫煙習慣のある人に対しては、喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、非喫煙者がたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような施策を図ってまいります。</p>

No.	意見	区の考え方
4	<p>たばこは法的に認められた商品であり、喫煙するしないは個人の自由である。</p> <p style="text-align: center;">他同趣旨の意見 1 件</p>	<p>喫煙・受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが明らかになっていることから、区では、喫煙習慣のある人に対しては、喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、非喫煙者がたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような施策を図ってまいります。</p>
5	<p>タバコは法的に認められているものであるのに、非喫煙者の権利と配慮ばかりである。吸わない人への配慮も必要であるが、喫煙者の権利と配慮も同様に扱って頂きたい。</p>	<p>喫煙・受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが明らかになっていることから、区では、喫煙習慣のある人に対しては、喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、非喫煙者がたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような施策を図ってまいります。</p>
6	<p>たばこを吸う人は、周りの人に配慮し節度をもってたばこを楽しんでいる人もたくさんいる。また、高額な税金を支払い、品川区にも「納税」している。品川区として、「たばこを吸う人と吸わない人の双方の立場を考慮」して、区民の調和と共生を図ることが公正な行政の重要な役割だと考える。</p>	<p>喫煙・受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが明らかになっていることから、区では、喫煙習慣のある人に対しては、喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、非喫煙者がたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような施策を図ってまいります。</p>

No.	意見	区の考え方
7	<p>昨今の喫煙に対する扱いにはいささか辟易している。たばこは法で認められた商品であり、吸う吸わないは個人の自由である。今回の中間見直しについても、たばこに特化したもののような印象を受ける。たばこは吸う人も少なくなっていることから、言いやすい、やり玉にあげやすいといったこともあるのかもしれないが、他の様々な要因をきちんと調査もせず、進めやすいようにしているのではと感じる。このたびの改正健康増進法や、東京都受動喫煙防止条例についても、喫煙は認められており、様々なルールや造作に沿った喫煙所は許されている。上位の法令に沿った喫煙所が、区内にできるように、まずは取り組んでいただきたい。</p>	<p>喫煙・受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが明らかになっていることから、区では、喫煙習慣のある人に対しては、喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、非喫煙者がたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような施策を図ってまいります。たばこ対策を重点的に取り組む施策とした理由は、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の制定に伴い、区においても受動喫煙対策等の取り組みを推進するためです。また、喫煙場所設置については、事業を推進していく中で検討してまいります。</p>
8	<p>これ以上喫煙者をいじめる計画に反対する。国と都で法令が制定され、2019年9月よりすでに義務化されている飲食店の店頭表示について記載されているが、飲食店以外にも条例の対象は多くある。飲食店や施設管理者を特記するのではなく、まずは条例内容の周知を区民にしっかりとすべきである。</p> <p style="text-align: center;">他同趣旨の意見1件</p>	<p>区では、広報紙、ホームページ、啓発チラシ等を通じて、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の内容について周知・啓発に努めてまいります。</p>
9	<p>飲食店等への指導を適切に実施とあるが、まずは条例内容を区民に周知することが必要であり、その後喫煙室を設置した店舗や事業所に対して煙の流出防止措置が適切にできているかが大切となってくるのではないかと。</p>	<p>区では、広報紙、ホームページ、啓発チラシ等を通じて、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の内容について周知・啓発に努めてまいります。</p>
10	<p>多くの中小事業所や飲食店では条例内容を把握しておらず、対応を取れずに非常に困っている。現在の混乱状況や意見をしっかりと把握し、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる環境を整備していただき、その結果についても調査していただきたい。</p>	<p>区では、広報紙、ホームページ、啓発チラシ等を通じて、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の内容について周知・啓発に努めてまいります。</p>

No.	意見	区の方考え方
11	<p>「飲食店における店頭表示、施設管理者に配慮義務についての普及啓発などを進めていく」とあるが、その前に健康増進法、受動喫煙防止条例の内容をしっかりと区民に対して周知すべきである。当然ながら、4月以降は喫煙環境が変化し、喫煙者率が低下するなど、数字上で変化は起こるが、その事と、今回のプランの成果を同じくして、品川区の成果とするのは間違っている。</p>	<p>区では、広報紙、ホームページ、啓発チラシ等を通じて、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の内容について周知・啓発に努めてまいります。また、本プランで掲げている指標は、区民の健康の維持・増進を図る目標としているものです。</p>
12	<p>品川区においてたばこの「喫煙率は悪化傾向にある」という部分は事実ではないので「重点施策」でなく、第4章の「個別目標5」で十分と考える。法律改正や条令による国・東京都の受動喫煙対策の趣旨を区民に周知徹底し、必要な対策を講じることを最優先に取り組むこと。たばこ販売で生計を立てている私どもにとって、たばこを取り巻く急激な情勢変化には、大変な危機感を抱いているところである。</p> <p style="text-align: right;">他同趣旨の意見1件</p>	<p>喫煙率の中間評価の結果は、同種のアンケート調査を実施した結果について反映させています。区では、広報紙、ホームページ、啓発チラシ等を通じて、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の内容について周知・啓発に努めてまいります。</p>
13	<p>喫煙している人の割合が5.7%から9.0%になっているが、全国の喫煙者率は長年に亘って減少していると聞き及んでいる。品川区だけが増加するとは、到底思えない。策定時の調査に誤りがあるのではないか。調査データを精査してほしい。</p> <p style="text-align: right;">他同趣旨の意見1件</p>	<p>喫煙率の中間評価の結果は、同種のアンケート調査を実施した結果について反映させています。</p>
14	<p>年ごとに喫煙率が低下していることは、周りの様子を見た実感、国の発表などからも明らかで、品川区だけが全国で唯一例外とは考えられないことから、「事実」に修正すること。</p>	<p>喫煙率の中間評価の結果は、同種のアンケート調査を実施した結果について反映させています。周りの様子や国の発表との乖離が見られるというご指摘につきましては、令和6年度に迎える本プランの最終評価に向けて、調査方法等を検討してまいります。</p>

No.	意見	区の考え方
15	<p>たばこは嗜好品であり、たばこを吸う吸わないは個人の自由である。行政が一方的に目標を示すべきではないので、項目を削除してほしい。また、喫煙する人の割合は、策定時 5.7%、現状 9.0%とあるが、健康センター利用者アンケートの数値から、健康に関するアンケートの数値へとアンケートする対象が変わっており、他の項目にも言えることであるが数値の乖離が見られる。加えて、全国の喫煙比率は男性の方が高くなっているが、区の独自調査である健康センター利用者アンケートは女性が8割となっており、この数値は実情に適していない。</p>	<p>喫煙率の中間評価の結果は、同種のアンケート調査を実施した結果について反映させています。国の喫煙者率との乖離が見られるというご指摘につきましては、令和6年度に迎える本プランの最終評価に向けて、調査方法等を検討してまいります。</p>
16	<p>厚生労働省が発表した健康日本21(第二次)の中間評価では、喫煙に関する項目全体では改善していると評価されている。今回の品川区の中間評価においても、喫煙以外にも改善が不十分とされたものもある中、なぜ喫煙を特筆されるのか。これ以上我々を迫害することはやめていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">他同趣旨の意見1件</p>	<p>たばこ対策を重点的に取り組む施策とした理由は、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の制定に伴い、区においても受動喫煙対策等の取り組みを推進するためです。</p>
17	<p>中間評価では、喫煙にかかわる項目は、改善されていると評価されており、その他改善が不十分とされているものもあるが、なぜ毎度たばこが特筆されるか疑問である。すでに喫煙場所は限られている状況である。リスクを高める可能性があるという根拠のみで、昨今の対応は行き過ぎているのではと感じる。</p>	<p>たばこ対策を重点的に取り組む施策とした理由は、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の制定に伴い、区においても受動喫煙対策等の取り組みを推進するためです。</p>

No.	意見	区の考え方
18	<p>健康プラン21について、根拠となる調査が不十分であると考えます。そもそも喫煙者率などの数値にかたよりのある。外気に対する喫煙の影響については、排気ガスや工事などの周辺の影響を踏まえた根拠を示さなければ、科学的とは言えず、記載内容自体に重大な誤りがある。</p>	<p>喫煙者率などの数値については、同種のアンケート調査を実施した結果について反映しています。喫煙者率などの数値に偏りがあるというご指摘につきましては、令和6年度に迎える本プランの最終評価に向けて、指標の見直しや今後の調査方法等を検討してまいります。また、屋外における受動喫煙につきましては、改正健康増進法および都条例で定めている、喫煙をする際、受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮する義務について啓発してまいります。</p>
19	<p>屋外における受動喫煙の健康影響については科学的に明らかになっておらず、記載すべきではない。科学的根拠に基づくがん予防の推進とあるのにも関わらず、科学的根拠が明らかになっていない部分を記述しないでほしい。</p> <p style="text-align: center;">他同趣旨の意見1件</p>	<p>屋外における受動喫煙につきましては、改正健康増進法および都条例で定めている、喫煙をする際、受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮する義務について啓発してまいります。</p>
20	<p>喫煙を特価して健康プランを策定することに反対します。</p> <p>最も喫煙者率が高く、受動喫煙にさらされていた世代が世界でも有数の長寿となっており、そもそも喫煙と健康の因果関係は無いと考える。</p>	<p>たばこの煙が人体へ悪影響を与えることについては、国立がん研究センターの研究により科学的に証明されています。</p>
21	<p>屋外での受動喫煙について科学的根拠に基づくがん予防の推進とあるのにも関わらず、科学的根拠が明らかになっていない部分を記述してはならないと考える。</p>	<p>屋外における受動喫煙につきましては、改正健康増進法および都条例で定めている、喫煙をする際、受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮する義務について啓発してまいります。</p>

No.	意見	区の方考え方
22	3次喫煙については厚労省の「喫煙の健康影響に関する検討会」にて、「現段階で3次喫煙による健康影響を示す疫学的調査報告は見当たらない」とされている為、記載には適さないと考える。	ご指摘を受けて、修正いたします。
23	3次喫煙については「健康上に悪影響を与えるという概念」で、「今後の知見や研究が注目されている」と述べつつ、「3次喫煙も含め喫煙がもたらす健康への影響を正しく理解する」など、「3次喫煙」での健康影響があるかのような表現は、国の検討会においても「健康影響を示す報告はない」というのが事実なので、削除するか、「事実＝まだ何も分からない」を記載すること。	ご指摘を受けて、修正いたします。
24	個別目標5. 喫煙に対する知識を高めるにおいて、第三次喫煙に関する言及があるが、見解が固まっていない「学説」を以て施策を検討することは極めて恣意的である。	ご指摘を受けて、修正いたします。
25	明らかとなっていないとされる「認知症」と「喫煙」の関連については、削除すべきと考える。	ご指摘を受けて、修正いたします。
26	認知症と喫煙の関係は、国においても明らかになっっていないとしているのに、事実とはいえ「認知症の予防には禁煙を」などと勧めるのは間違っているので、削除すること。	ご指摘を受けて、修正いたします。
27	認知症と喫煙の関連については、厚生労働省の調査においても「科学的根拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない」とされている。明らかになっっていない根拠を記載しないでいただきたい。	ご指摘を受けて、修正いたします。

No.	意見	区の考え方
28	<p>たばこは嗜好品であり、たばこを吸う、吸わないは個人の自由である。喫煙者も健康へのリスクを十分承知のうえで、たばこを吸っている。そんな状況のなかで、区がたばこ対策に関する目標数値を示し、喫煙の自由を更に制限していくことは、いかがなものかと思う。多数派が自分と異なる少数派を力づくで、排他しようとしている異様な光景に映る。世界の状況を見てもわかる通り、たばこの害をどんなに訴えたとしても一定の喫煙者は必ず存在する。そんなことに貴重な税金を投入するのではなく、吸う人吸わない人が共存できるような区の喫煙所の整備に税金を投入して欲しい。</p>	<p>喫煙・受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが明らかになっていることから、区では、喫煙習慣のある人に対しては、喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、非喫煙者がたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような施策を図ってまいります。また、喫煙場所設置については、事業を推進していく中で検討してまいります。</p>
29	<p>たばこ対策について意見を言わせてもらう。望まない受動喫煙防止を実施することは理解するが、そもそも喫煙所自体が少ない、喫煙所のスペースも小さいという問題がある。喫煙所に人が入りきらないために喫煙所外にはみ出している状況とマナーを知らない個人が好き勝手にたばこを吸っていることを区は理解すべきだ。区民の取り組みを掲げているが個人の嗜好に行政が介入する話ではない。たばこをやめたい区民の禁煙支援は賛成だが、一律全員禁煙に取り組もうなどと余計なお世話だ。</p>	<p>喫煙・受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが明らかになっていることから、区では、喫煙習慣のある人に対しては、喫煙による健康リスクについての普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止の啓発・指導により、非喫煙者がたばこによる健康への影響を受けることがなくなるような施策を図ってまいります。また、喫煙場所設置については、事業を推進していく中で検討してまいります。</p>
30	<p>受動喫煙防止を声高に掲げているが、喫煙者も品川区民だという事を忘れてはいけない。屋外もダメ、屋内もダメではどこで吸えば良いかわからない。だからポイ捨ても減らない。高い税金を納めているのだから、もっと区が主体となって喫煙所を作ってほしい。そもそもたばこの煙よりも車の排気ガスのほうがよっぽど体に悪い。区民の安全を考えれば飛行機が真上を飛ぶほうが問題だ。</p>	<p>喫煙場所設置については、事業を推進していく中で検討してまいります。</p>

No.	意見	区の考え方
31	最近たばこに関して厳しすぎる。周りに迷惑かけずに好きで吸っているのに、わざわざ区のお金を使って禁煙にするなら、福祉に金を回してほしい。あと屋内原則禁煙だけでなく、しっかりと喫煙専用室も設置可として、区は周知してほしい。また区にはたばこ税がはいつているので、大崎駅の喫煙所も整備したものにしてほしい。	区では、たばこによる健康への被害を防止するため、禁煙支援を積極的に推進しています。また、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の内容について、周知・啓発に努めていくとともに、喫煙場所の設置についても事業を推進していく中で検討してまいります。
32	2020年4月より改正健康増進法及び、東京都受動喫煙防止条例が施行されるため、屋外での喫煙が増えることが見込まれるので、歩きたばこやポイ捨て防止のためにも路上・公園等の屋外喫煙所の新規整備を進めていただきたい。	喫煙場所設置については、事業を推進していく中で検討してまいります。
33	法令によって喫煙者が屋外にあふれでて喫煙することが想定される。喫煙者は、喫煙所があればそこまで行って喫煙をする方が大半で、昔と比べて格段にマナーが良くなっていると感じる。私どもは、喫煙者のマナー向上に寄与できるよう定期的に五反田駅を含め様々な場所で美化活動を行っている。マナーの悪い人もまだ一部は存在すると思うが、喫煙者のほとんどは喫煙所に行って喫煙されている。平成30年度は貴区に32億円を超えるたばこ税が入っている。ぜひともたばこ税を有効活用して、喫煙所を整備してほしい。	喫煙場所設置については、事業を推進していく中で検討してまいります。

No.	意見	区の方考え方
34	<p>第3章 重点的に取り組む施策にたばこ対策が挙げられているが合法的な嗜好品の嗜みを禁じるのであるならば、同様に人体に害をもたらす飲酒も禁じる方向に取り組まねばならないといけない。重点的に取り組む施策に飲酒が取り上げられていないことは、区の怠慢と判断する。区民の疾病に飲酒が関与している割合や、疾病に至らずとも飲酒が事故・殺傷事案など区民生活に著しい不安をもたらすことは、新聞報道などで明らかである。たばこのみを一方的に「健康」の名目で重点対策化することは、不十分である。たばこと同等の注力を飲酒対策にも掛けること。</p>	<p>たばこ対策を重点的に取り組む施策とした理由は、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の制定に伴い、区においても受動喫煙対策等の取り組みを推進するためです。また、飲酒については、過度な飲酒は、生活習慣病のリスクを高めるため、正しい知識の普及啓発に努めてまいります。</p>
35	<p>第4章 健康づくりに向けた目標と取り組みの区民の取り組み③で「過度な飲酒」とあるが、たばこが絶対的な「悪者」になっていることに比べるとその許容度が緩い。一日40gのアルコールを超えることと定義されているが、身長体重などによる体表面積の大小によるなどの個体差が指摘されており、一概に本限度を以て許容されるものではない。喫煙に対して一切の許容を認めないのであるならば、飲酒も同様に全面禁酒を目指せ。</p>	<p>過度な飲酒については、生活習慣病のリスクを高めるため、正しい知識の普及啓発に努めてまいります。</p>
36	<p>個別目標6. 過度な飲酒をしない、において、前述の通り健康のためにも社会的損失防止のためにも、毎日飲酒する人の割合を男女ともに、「たばこを吸う人の割合」の目標値に揃える(12%)こと。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
37	<p>「副流煙」はたばこからたちのぼる煙であり、喫煙者が出した煙は呼出煙とされております。誤った記載はやめていただきたい。</p>	<p>ご指摘を受けて、修正いたします。</p>

No.	意見	区の方考え方
38	電子たばこについては国内で認可されたものは現在ないと把握している。認められていないものについて言及するのは趣旨の「科学的根拠に基づく」という部分に即していないと考える。加えて、認められていないものと、認可されている加熱式たばこを同様に扱うことはやめていただきたい。	ご指摘を受けて、修正いたします。
39	区の取り組み③の部分にて、飲食店への店頭表示シールと啓発チラシの送付と記載されているが、これは本来 2020 年 4 月 1 日の時点で完了していなければならない項目である。なぜ 2020 年 4 月からの計画で記載されるのか。	ご指摘を受けて、修正いたします。
40	ニコチンには弱いものではあるが依存性が確かにあるものの、たばこを吸う理由、止められないと感じられる理由は人によりさまざまであると考えられる為、「多くの場合、たばこを吸うこと自体が習慣化されているため、思うようにやめられません」「依存傾向にあることも、禁煙が進まない原因」といった記載は不適切であると思われる。	ご意見として承ります。
41	基本目標 3 個別目標 1 区民の取り組み②の部分について】 「受動喫煙も同様のリスク」とあり、何が同様なのかわかりません。妊婦本人の喫煙と、受動喫煙については程度が違うと考えられるので、誤解を招く表現は避け、わかりやすく記載していただきたい。	ご指摘を受けて、修正いたします。
42	確かに望まない受動喫煙は行われるべきではないと考える。その為に、喫煙所を始めとしたしっかりとした分煙が行われるべきであるという意見は納得ができる。しかし喫煙率は 0 にはならないと思うと同時に、プライベートの領域に行政として指導をする事に違和感がある。また区のお金で禁煙外来の補助金を出すのは、病院との関わりを感じた。	喫煙・受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが明らかになっていることから、区では、禁煙支援を積極的に推進してまいります。

No.	意見	区の方考え方
43	<p>飲食店でも吸わない人や妊婦・子供の前ではたばこを控えている。ステッカーの貼付は必要だが、店を選択する側の問題かと思う。今後、普及啓発、講座の開催、チラシの配付を検討されている様だが、目標に向けて進めようとしていることはわからなくもないが、まずは歩きたばこをしない、周囲に迷惑をかけない等のたばこ環境を整えることが最優先ではないかと思っている。</p>	<p>区内全域における歩行喫煙、ポイ捨て防止の啓発活動についても推進してまいります。</p>
44	<p>私どもたばこ販売店は、区の財政に多大な貢献をしていると認識している。区内の駅周辺における清掃活動での環境美化や喫煙マナー向上のための啓発活動等、一生懸命取り組んでいる。たばこは、国のたばこ事業法に基づき、財務省から認可を受けて販売できる合法の商品だが、最近は、喫煙自体を否定する声も多く、嗜好品の嗜みを著しく制限されるような風潮があり、私どもたばこ販売店にとって大変厳しい世の中になったと日々感じている。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
45	<p>コンビニの前は喫煙所になっており、歩道は3～4m程度の幅しかないのでもとにも煙を吸わされる。また、大崎駅から目黒川に沿って五反田に行く途中の大きなビルでは、目黒川に面して喫煙所となっている。風向きによっては遠くまで煙の臭いがする。植物で囲ってはいるがあれでは殆ど煙が流れて副流煙を吸わされる。小さな子供も通る場所である。区の担当課や保健所はもっと積極的に巡回し、コンビニや会社に注意を促して欲しい。「重点的に取り組む施策」に書いてあることを文字だけでなく実践して下さることを願っている。</p>	<p>屋外に喫煙所を設置する場合にも、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう施設管理者には配慮義務が求められるため、啓発指導などを進めてまいります。</p>

No.	意見	区の考え方
46	<p>旗の台において公衆浴場事業を運営し、荏原第四地区を中心に介護事業を行っている。これらに加え「しながわ健康プラン21」の基本目標に沿った、「区民の主体的な健康づくりへの支援」、「地域での健康づくりの推進」、「対象を明確にした健康づくりへの支援」として、様々な取り組みをしている。また、旗の台の近隣 850m にフォーカスした地域包括ケア構想をさらに進めるため、荏原町駅前に新たにオープンした情報発信サロン「EBA4」をポータル窓口にした、新しい ITC サービスを計画している。これは近隣住民の方々にウェアブルデバイスとスマートフォンアプリを携帯していただくことで、住民の方々の日常の健康情報をクラウド基盤に集約し、主体的な健康づくり行動への促しなどを構想している。地域を限定することで住民一人一人の顔が見え、機動力のある木目細かいサービスを提供できるだけでなく、これらのサービスモデルやシステムは区内全域に拡張できるものと自負している。</p> <p>なお、これらの計画は「しながわ健康プラン21」に沿ったものであると同時に、現在、経済産業省が推進している DX 構想や 2025 年の崖を乗り越える施策にも通じるものであると確信している。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

※同趣旨のご意見はまとめて記載しています。